

報告書

2020年8月31日

弁護士 高橋 元弘

株式会社サイトビジット（以下「当社」といいます。）が運営している資格試験のオンライン学習サービス「資格スクエア」の「司法試験予備試験講座」（以下「本講座」といいます。）のうち4期（販売期間2017年12月～2018年12月）及び5期（販売期間2018年12月～2019年12月）において配布した「基礎テキスト」、「司法書士講座」（販売期間2018年9月～）で配布した「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」の各テキスト、並びに当社の配信するスマートフォン向けアプリケーション「予備試験短答式問題集」において、他社の出版する書籍を無断で利用していた件につきまして、当社から委任を受け、当社担当社員の補助を受け調査を行いましたのでその結果の概要をご報告いたします。なお、5期の「司法試験予備試験講座」で配布した「基礎テキスト民法Ⅰ」「基礎テキスト民法Ⅱ」と「司法書士講座」（販売期間2018年9月～）で配布した「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」は同一のものであります。

1. 発生の経緯

当社の提供するオンライン学習サービス「資格スクエア」の司法試験／予備試験講座（以下「本講座」といいます。）で使用している4期の基礎テキストのうち、「基礎テキスト刑法」に関して特定の基本書の著作権を侵害しているのではないかと指摘を出版社様より受け、調査を開始したところ、4期及び5期の基礎テキストうち、刑法総論、憲法人権に関して、他社出版の書籍を不正に利用している事実が発覚しました。

そのため、4期及び5期で使用しているすべての基礎テキストに関して、作成を担当した社員及び制作スタッフ（アルバイト及び業務委託者等）に対して制作の経緯及び参照した書籍のヒアリングを行い、それらの書籍と基礎テキストを対比して、不正利用の事実の有無等を調査いたしました。また、基礎テキスト以外のテキスト等についても同様の問題がないかを調査いたしました。

2. 不正利用の事実

前記1の調査の結果、以下の基礎テキストに関して、以下の書籍（著作者の表記については敬称略）を不正利用していた事実が判明いたしました。

当社基礎テキスト等		書籍
憲法	人権	渡辺康行、宍戸常寿、松本和彦、工藤達朗『憲法Ⅰ基本権』（日本評論社、2016年） 木下智史、伊藤建『基本憲法Ⅰ基本的人権』（日本評論社、2017年）
民法Ⅰ	全体	(非開示)
	物権（担保物権を除く）	(非開示)
	担保物権	松井宏興『担保物権法[補訂第2版]』（成文堂、2011年）
民法Ⅱ	全体	(非開示)
	債権総論	潮見佳男『プラクティス民法 債権総論〔第4版〕』（信山社、2012年）

	債権各論	潮見佳男『基本講義 債権各論〈1〉契約法・事務管理・不当利得 第3版(ライブラリ法学基本講義)』(新世社、2017年)
	法定債権関係	潮見佳男『基本講義 債権各論〈2〉不法行為法 第2版(ライブラリ法学基本講義)』(新世社、2009年)
	相続	(非開示)
刑法	総論	大塚裕史、十河太朗、塩谷毅、豊田兼彦『基本刑法Ⅰ 総論第2版』(日本評論社、2016年)
商法	会社法	(非開示)
刑事訴訟法		(非開示)
行政法		櫻井敬子、橋本博之『行政法第5版』(弘文堂、2016年)
短答 WEB 問題集(4期及び5期の受講生向け)、及びアプリ「予備試験短答式問題集」(2020年5月18日まで配信していたもの)		早稲田経営出版編集部編著『体系別短答式過去問集憲法』『体系別短答式過去問集民法Ⅰ』『体系別短答式過去問集民法Ⅱ』『体系別短答式過去問集刑法』『体系別短答式過去問集商法』『体系別短答式過去問集民事訴訟法』『体系別短答式過去問集刑事訴訟法』『体系別短答式過去問集行政法』(以下総称して「体系別短答式過去問集」といいます。)

※不正利用した書籍の一部については、ご要望により一旦開示を控えます。なお、今後、了解が得られましたら公表いたします。

これらの不正利用については、その程度の差はありますが、著作権侵害の問題はもちろんのこと、記述自体の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らしても、著作者の皆様の執筆の成果物を不正に利用したものも存在しています。

3. 不正利用が生じた原因

(1) 基礎テキストについて

2017年に基礎テキストを改訂するにあたり、当社担当社員より制作スタッフに対して、ベースとなる書籍を各テキストにつき1冊を指定するとともに、①ベースとなる書籍の構成に準拠して改訂テキストの目次を作成すること、②目次と合致する現行テキストの箇所を貼り付けて修正するが、定義、意義、趣旨、要件、効果等はベースとする書籍と現行テキストの文言が異なる場合、必ず書籍の記載に依ることを指示していました。

また、その改訂作業期間は1~2ヶ月と短期間であり、更に、制作スタッフによって制作された改訂後の基礎テキストについて、代表者及び担当社員のいずれも著作権侵害等の問題がないのかの確認を行っていませんでした。

更に、4期の基礎テキスト刑法の総論部分について、2018年12月頃に前記『基本刑法Ⅰ 総論』を不正利用している可能性が高いことを把握しながら、出版社及び著作権者に連絡をすることなく、かつ、これに伴い行った改訂作業においても未だ不正利用部分が残存している状況があったことも判明しています。

(2) 短答 WEB 問題集、及びアプリ「予備試験短答式問題集」について

2015年12月～2016年2月頃までの期間、当社担当社員より制作スタッフに対して、早稲田経営出版編集部編著『体系別短答式過去問集』の解説部分をそのままテキストに起こした上、①条文を引用しているものについてはそのまま、②判例を引用しているものについてもそのままとし、③解説をしているものについて、要約・言葉の付け足しをする程度に変更することによって、短答 WEB 問題集の解説を作成することが指示されていました。そのように作成された解説が、アプリ「予備試験短答式問題集」でも利用されていました。

(3) 原因

今回、当社が書籍不正利用する事態が生じたのは、当社における著作権等に関する知識不足を背景として、当社が司法試験受験生及び合格者等を中心とする制作スタッフに対し、短い納期を設定し、かつ、指示内容として、制作スタッフに対し、特定の書籍をベースにすること等を指示していたこと、さらに、このような短納期で指示等を行うことで書籍の不正利用の可能性を認識すべきであったこと、構成項目立て及び記述自体を流用することで不法行為が成立しうることを認識すべきであったにもかかわらず、代表者及び担当社員のいずれも著作権侵害等の問題がないのかの確認を行っていなかったことに原因があるものです。

また、本件のような問題が生じた場合に、即座に同様の問題が生じていないかを調査するとともに、関係者との間で早期の解決を図るべきであったにもかかわらず、これを怠ったことも問題を拡大した原因であるといえます。

以上